

令和2年度 石巻市防災士養成研修講座募集要項

- 講座開講日 令和3年1月23日（土）及び令和3年1月24日（日）
- 募集期間 令和2年11月4日（水）から令和2年11月20日（金）まで
※申込期間内でも、定員に達した場合は締め切ります。
- 会場 石巻市防災センター2階多目的ホール・会議室（石巻市穀町12番1号）
- 受講料 無料 ※通常4万円以上の受講料を、市が全額負担します。
（ただし、認証手続きに係る証明写真代、会場への交通費等は除く）
- 受講対象者 市内に在住または通勤・通学する方（教職員含む）で、資格取得後、地域や職場において本市の防災力向上のために活動できる方
※他自治体から石巻市への派遣職員の方は対象外です。
- 募集定員 70名（先着順）

1 防災士になるための手順

手順	内 容
手順1	普通救命講習を修了する（修了して3年以内が目安）
手順2	防災士養成研修講座を受講する ※受講日までに事前の自宅学習及び履修確認レポートの提出が必須
手順3	日本防災士機構が実施する資格試験に合格する

2 申込手続き

申込方法	<p>厳格な先着順とするため、①②の手続きを申込期間内に完了することが必要です（①だけでは申込の完了になりませんのでご注意ください）。</p> <p>① 申込期間内（令和2年11月4日から11月20日まで）に、石巻市防災センター：0225-95-1111（内線4314）へ電話でお申し込みください。</p> <p>② その後、申込書に必要事項をご記入のうえ、申込期間内に、石巻市総務部危機対策課（石巻市防災センター）、または各総合支所まで郵送またはご持参にて提出してください（期間内必着）。</p> <p>※申込書は、11月4日より市ホームページにてダウンロード可能です。 防災センター、各総合支所でも配布いたします。</p>
請求・申込 問合せ先	〒986-8501 石巻市穀町12番1号 石巻市総務部危機対策課 （石巻市防災センター） ☎0225-95-1111 内線4314

3 普通救命講習

防災士の資格認証には、講座の履修〔手順2〕と試験の合格〔手順3〕のほかに、普通救命講習の修了〔手順1〕が必須となります。一度も受講をしたことがない方や、受講して3年以上経つ方は、消防署または日本赤十字社が実施する普通救命講習を受講してください。

なお、普通救命講習の日程については、申込時に受講を希望された方に別途連絡します。

4 レポート学習履修確認

レポートについては、受講日初日に必ず提出していただきます。レポートは穴埋め式となっておりますが、学習量が多いため、計画的な学習が必要となります。

5 防災士養成研修講座の日程とカリキュラム例（参考：令和元年度講義内容）

日程	時間	科目	時間	科目
【1日目】 1月23日 (土)	9:10 ~	開講式	13:30 ~ 14:30	避難と避難行動
	9:30 ~ 10:30	近年の自然災害に学ぶ	14:35 ~ 15:35	風水害と対策
	10:35 ~ 11:35	災害医療	15:40 ~ 16:40	行政の災害対応
	11:40 ~ 12:40	被害想定ハザードマップ	16:45 ~ 18:45	避難所の開設と運営
	12:40 ~ 13:30	(昼休み)		
【2日目】 1月24日 (日)	9:30 ~ 10:30	地域の自主防災活動	13:30 ~ 14:30	地震のしくみと被害
	10:35 ~ 11:35	身近で出来る防災対策	14:35 ~ 15:35	地震のしくみと被害
	11:40 ~ 12:40	災害情報と報道	15:40 ~ 16:40	防災士の役割
	12:40 ~ 13:30	(昼休み)	17:00 ~ 18:00	資格取得試験

6 資格取得試験内容

出題方法	● 1問3択式 30問
合格基準	● 30問中24問以上正解すること（8割以上の正解）

7 受講の決定

受講が正式に決定しましたら、申込書記載の住所へ通知及びテキスト、レポート用紙等を送付いたします。

8 試験の結果

- (1) 防災士資格取得試験の結果通知は、試験の約1週間後に自宅へ郵送されます。
- (2) 日本防災士機構への認証登録申請は、東北福祉大学が代行します。試験に合格した方は、必要書類を総務部危機対策課へ提出していただきます。

【提出書類】

- ① 防災士認証登録申請書（受講日2日目に配布）
- ② 普通救命講習 修了証の写し（両面）
- ③ 認証用顔写真（タテ3cm×ヨコ2.5cm） 2枚

9 その他

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、マスク着用での受講をお願いします。
- ・ 特例制度*を利用しての防災士の認証登録は、今回の講座においては対象としておりません。ご了承ください。
 - ※ 特例制度：消防吏員や警察官、消防団員については、一定の条件において、「防災士養成講座の履修」、「普通救命講習の受講」、「防災士資格取得試験の合格」等の要件が免除される制度。
- ・ 来年度以降の養成講座の実施については、未定です。

防災士とは

防災士とは「自助」「共助」「協働」を原則とし、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人です。